

令和7年2月4日
教 育 環 境 課

議会の委任による専決処分の報告
(ワックスがけ作業の委託料の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和6年12月18日開催の文教常任委員会において、区立学校における会計事故の発生として報告した事案について、相手方からの遅延損害金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 相 手 方 東京都大田区新蒲田二丁目16番8号
 南信ビルサービス株式会社

(2) 事故内容

区立学校において、体育館ワックスがけ作業代金88,000円について、作業完了後同年8月26日付で相手方より請求があったにも関わらず、事務担当者が支払いを怠り、未払い状態が続いていた。その後、支出処理を行って、相手方への支払い完了が令和6年11月22日となった。

3 相手方への損害賠償額 2,500円

4 専決処分日 令和7年1月17日